
平成25年 第4回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成25年 9月26日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

平成25年 9月26日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成24年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成24年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成24年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成24年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第41号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第12 第42号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第13 第43号議案 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第14 第44号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第11～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第45号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 6 第 4 6 号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 第 4 7 号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 第 4 8 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第 1 5～日程第 1 8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 1 9 第 4 9 号議案 中間市子ども・子育て会議条例
- 日程第 2 0 第 5 0 号議案 中間市男女共同参画推進条例
- 日程第 2 1 第 5 1 号議案 中間市景観条例
(日程第 1 9～日程第 2 1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 2 第 5 2 号議案 災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入
について
(日程第 2 2 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 3 請 願 第 2 号 公的年金の「2.5%削減」を中止する意見書提出を求め
る請願
(日程第 2 3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 4 議員提出議案 中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例
第 2 号
(日程第 2 4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 5 意 見 書 案 T P P 交渉からの撤退を求める意見書
第 1 3 号
(日程第 2 5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 6 意 見 書 案 憲法第 9 6 条の改定をしないことを求める意見書
第 1 4 号
(日程第 2 6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 7 意 見 書 案 消費税増税の中止を求める意見書
第 1 5 号
- 日程第 2 8 意 見 書 案 より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求め
る意見書
第 1 6 号
(日程第 2 7～日程第 2 8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 9 意 見 書 案 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書
第 1 7 号
- 日程第 3 0 意 見 書 案 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見
第 1 8 号 書
(日程第 2 9～日程第 3 0 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 1 意 見 書 案 地方税財源の充実確保を求める意見書
第 1 9 号

(日程第31 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第32 意見書案 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
第20号

(日程第32 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第33 意見書案 公的年金2.5%削減中止を求める意見書
第21号

(日程第33 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第34 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	行徳 幸弘君
教育長 ……………	増田 俊明君	総務部長 ……………	白尾 啓介君
市民部長 ……………	高橋 洋君	保健福祉部長 ……	白橋 宏君
建設産業部長 ……	後藤 哲治君	教育部長 ……………	松尾 壮吾君
上下水道局長 ……	永野 博之君	市立病院事務長 …	三島 秀信君
消防長 ……………	安田光太郎君	総務課長 ……………	園田 孝君

企画政策課長	……	藤崎 幹彦君	財政課長	……	田代 謙介君
課税課長	……	貞末 孝光君			
人権男女共同参画課長	……				古賀 敬英君
こども未来課長	…	船津喜久男君	介護保険課長	……	小南 敏夫君
健康増進課長	……	濱田 孝弘君	都市整備課長	……	間野多喜治君
下水道課長	……	中嶋 秀喜君	営業課長	……	久野 裕彦君
市立病院課長	……	芳野 文昭君			
消防本部総務課長	……				新垣 賢司君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

午前 9 時59分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。どうぞ、市長。

○市長（松下 俊男君）

皆さん、おはようございます。遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録に関してご報告を申し上げます。

議員の皆様方もマスコミ報道等で既にご承知のことと存じますが、去る 9 月 1 7 日、平成 2 5 年度ユネスコ世界文化遺産への推薦候補に「明治日本の産業革命 九州・山口と関連地域」が決定いたしました。本市では、平成 2 2 年度以降、世界遺産登録推進協議会の一員といたしまして、所有者とまた関係機関等と協議や調査活動を行ってまいりましたが、このたびの推薦決定を受けまして、市民とともに喜びを感じているところでございます。

さらに、より多くの方々に知っていただくため、横断幕や市庁舎看板などで世界遺産登録活動の P R を行い、あわせて 1 0 月 1 0 日号の「広報なかま」におきまして世界遺産特集を掲載することといたしております。今後、あらゆる機会を通しまして広報活動に努め、世界遺産登録機運を高めてまいりたいとそのように思っております。「世界遺産のあるまち なかま」これが現実となる日に向けまして、皆さんと大いに夢を語りながら世界に誇れるまちづくりを描いてまいりたいとそのように思っております。

議員の皆様方におかれましても、今後の世界遺産登録に向けた取り組みへのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は 1 9 名で定足数に達しておりますので、これより、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1 号

日程第 2. 認定第 2 号

日程第 3. 認定第 3 号

日程第 4. 認定第 4 号

日程第 5. 認定第 5 号

日程第 6. 認定第 6 号

日程第 7. 認定第 7 号

日程第 8. 認定第 8 号

日程第 9. 認定第 9 号

日程第10、認定第10号

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの平成24年度各会計決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分並びに認定第6号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算について、その概要を申し上げます。

まず、一般会計全体の歳入歳出差引額は7億7,000万円の黒字決算となっております。

次に、当委員会所管の一般会計の歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせて55億8,880万円で、対前年度比5.1%の増額となっております。

市債につきましては、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債が3,090万円増額となっており、対前年度比4.5%の増額の7億1,250万円となっております。

また、諸収入として、福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う積立返還金1億7,750万円、市町村振興宝くじ交付金7,120万円の臨時的な収入がっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

人件費につきましては、適正な職員定数管理による職員数削減等により、前年度と比べ7,630万円の減額となっております。

公債費につきましては、借換えの対象となる額が前年度から大きく減額となったことから、3億8,300万円減額の22億6,170万円となっております。

各款ごとに主な事業をご説明しますと、まず総務費では、市内の銘菓や特産品を一堂に集め、商品のブランド力向上を図るための地域ブランドフェア事業として490万円が支出されております。また、市内の交通需要や課題を分析し、今後の交通体系のあるべき姿を検討するための意向調査の経費として180万円が支出されております。

消防費では、災害時に情報を迅速かつ正確に伝達し、災害による被害を未然に防止するため、なかまコミュニティ無線の増設工事に要する経費として5,480万円が支出されております。

教育費では、中間南小の耐震補強工事、中間東小、中間西小及び中間南中のトイレ整備工事等が行われています。また、ジョイパルなかま庭球場の人工芝張り替え等の施設整備費として3,160万円が支出されております。さらに、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺

産登録に向けて、世界遺産推進協議会に関する経費として760万円が支出されております。

討論において、委員から、「職員の人事評価制度は中止すべきである」、「学校給食は直営を堅持してほしい」との意見がありました。

次に、認定第6号平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算について、その概要を申し上げます。

平成24年度も新たな用地の取得はなく、歳入歳出ともに660万円の決算となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第6号は全員賛成で、認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願いし申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第7号、認定第8号、認定第10号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その概要を申し上げます。

まず、歳入につきましては、市税歳入決算額は39億7,990万円で、前年度より1億1,720万円の減額となっております。

その主な要因は、個人市民税が、年少者扶養控除などの税制改正により前年度と比べて1,390万円、法人市民税は、景気は幾分回復し850万円の増収となっておりますが、固定資産税及び都市計画税は、評価替えによる課税標準額の引き下げにより1億3,280万円の減収となり、市たばこ税におきましても1,020万円の減収となったことによるものです。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、戸籍住民基本台帳費委託料として、住基ネットワークシステム機器保守及び改修料などに1,640万円となっております。民生費の決算額は79億9,570万円で、前年度より1億1,570万円の増額となっております。

主な要因としましては、扶助費が増加したことによるものです。

各項目別でご説明いたしますと、まず、社会福祉費32億8,910万円の主なものは、職員人件費2億800万円、後期高齢者医療制度広域連合療養給付費負担金5億8,380万

円で、各種入所措置費等の扶助費１０億７，２５０万円でございます。

次に、児童福祉費１９億５，４１０万円の主なものは、児童手当、児童扶養手当、子ども手当９億８，２９０万円、児童福祉施設入所扶助費５億８，７００万円でございます。

次に、生活保護費２７億５，２４０万円の主なものは、扶助費２６億１，６１０万円でございます。

次に、衛生費では、保健衛生総務費３億１，９３０万円の主なものは、職員人件費１億４，７２０万円でございます。

次に、予防費１億７，４６０万円の主なものは、各種予防接種委託料９，７９０万円、健康診査などの各種健診委託料５，０１０万円でございます。

次に、清掃総務費７億５６０万円の主なものは、し尿処理施設負担金１億１，３５０万円、じん芥処理施設負担金５億３，２３０万円でございます。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、認定第２号平成２４年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は５９億５，３６０万円、歳出決算額は７０億６，２７０万円で、歳入歳出差引額は１１億９１０万円の赤字となっておりますが、単年度決算におきましては１，２００万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税９億５，６７０万円、国庫支出金１６億２，４３０万円、前期高齢者交付金１６億７３０万円、共同事業交付金６億８，９８０万円、繰入金３億８，５６０万円でございます。このうち保険税の収入状況は、現年度の徴収率が９１．４７％で、収入未済額は８，３３０万円です。

歳出の主なものは、保険給付費４０億９，９７０万円、後期高齢者支援金等６億６，７１０万円でございます。

単年度決算で黒字となった要因は、医療制度改革に伴う前期高齢者に関する財政調整交付金が大幅に増額したことによるものです。

次に、認定第３号平成２４年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は、貸付金元利収入等２，０００万円、歳出決算額は、繰上充用金等５億８，３８０万円で、差引歳入不足額は５億６，３７０万円でございます。

次に、認定第７号平成２４年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は４１億８，３２０万円、歳出決算額は４１億７，２５０万円で、歳入歳出差引額１，０７０万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、介護保険料７億３，８２０万円、国庫支出金９億６，５００万円、支払基金交付金１１億４，２３０万円、県支出金６億１，１００万円、繰入金７億１２０万円

でございます。

歳出の主なものは、保険給付金 3 9 億 7 0 0 万円でございます。

前年度に比べ、保険給付費が 1 億 6, 9 8 0 万円増加した要因は、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用者が増加したことによるものでございます。

また、サービス事業勘定では、前年度繰越金を含め、歳入決算額は 3, 9 5 0 万円、歳出決算額は 3, 6 2 0 万円で、歳入歳出差引額 3 3 0 万円の黒字でございます。

次に、認定第 8 号平成 2 4 年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は 7 億 9 4 0 万円、歳出決算額は 6 億 9, 4 1 0 万円で、歳入歳出差引額 1, 5 2 0 万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 5 億 4, 7 4 0 万円、繰入金 1 億 5, 0 1 0 万円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億 8, 9 1 0 万円です。

黒字となった要因は、出納整理期間に納付された保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合が平成 2 5 年度会計で受け入れるためのものでございます。

次に、認定第 1 0 号平成 2 4 年度中間市病院事業会計決算認定につきまして申し上げます。

収益的収支では、まず、病院事業収益 1 9 億 1, 3 0 0 万円の主なものは、医業収益 1 8 億 9 1 0 万円でございます。このうち、外来収益は 1 0 億 3, 5 6 0 万円で、前年度と比べ 2, 1 7 0 万円、入院収益は 6 億 9, 0 0 0 万円で、前年度と比べ 5, 0 9 0 万円の増収となっております。

また、医業外収益は 1 億 3 2 0 万円で、前年度と比べ 3 9 万円の減収となっております。

次に、病院事業費用 1 9 億 7 1 0 万円の主なものは、医業費用 1 8 億 4, 1 4 0 万円で、前年度と比べ 7 2 0 万円の支出増となっております。これは、給与費及び材料費が増加したことによるものです。

この結果、当年度の純利益は 5 9 0 万円で、当年度未処理欠損金は 7 億 2, 6 9 0 万円となっております。

次に、資本金収入及び支出では、収入 6, 2 9 0 万円に対し支出 8, 9 3 0 万円で、差引不足額 2, 6 3 0 万円は、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税などで全額補填されております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第 3 号、認定第 1 0 号は全員賛成で、認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 7 号、認定第 8 号は賛成多数で、原案どおり認定すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

では次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第5号、認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、認定第1号平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

労働費では、国の緊急雇用対策事業を活用して、雇用・就労機会の創出を図り、道路・公園の維持管理を行う経費として1,420万円が支出されております。

農林水産業費では、山田川水利組合負担金700万円、農業共済事業費負担金1,350万円、活力ある園芸産地育成対策事業など農業振興補助金として1,830万円が支出されております。また、農地基盤整備事業として1,230万円の農業用排水路の工事が行われております。

商工費では、企業誘致を促進するため、中間市土地開発公社からの用地購入費として1億5,590万円、地域経済の活性化対策としてプレミアム付き商品券発行業務970万円、筑前中間祭り実行委員会への補助金1,260万円が支出されております。

土木費の道路新設改良費では、七重団地南側法面整備外23件の工事費として1億6,760万円、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス工事等に伴う用地購入費として3,080万円が支出されております。

都市計画費では、仮家大膳橋線街路事業に伴う地元負担金として1,730万円、景観計画策定業務委託料として460万円が支出されております。

公園費では、垣生公園整備外4件の工事費として3,850万円、公園施設遊具の修繕料として560万円が支出されております。

住宅費では、公営住宅の維持管理及び耐久性の向上を図るため、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料として260万円が支出されております。

土木費全体の歳出決算額は11億8,340万円で、前年度比2.8%の増額となっております。

消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業によりNBC除染装置、呼吸保護用面体、空気ボンベを購入しております。また、国からの緊急情報を瞬時に市民の皆様にお伝えするために、全国瞬時警報システムの購入費として110万円が支出されております。

消防費全体の歳出決算額は4億7,050万円で、前年度比3.4%の増額であります。

討論において、委員から、「中間市さくらの里、新鮮市場さくら館の自動扉保守点検業務委託については市が負担しているが、見直しの必要があるのではないか」との意見や、「中間市の財政が厳しいと言いながら、急ぐ必要のない道路建設を行っているということについては賛成しかねる」との意見がありました。

次に、認定第4号平成24年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て申し上げます。

平成24年度決算においては20万円の黒字となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場の光熱水費及び修繕料として1,680万円、下水処理場維持管理委託料として5,580万円が支出されております。また、下水道処理施設の老朽化による改修費及び平成29年度に予定されています公共下水道への接続するための整備費として10万円が積み立てられ、基金の総額は6,860万円となっております。

討論において、委員から、「下水道処理場の管理委託を随意契約しているが、入札を検討すべきではないか」との意見がありました。

次に、認定第5号平成24年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成24年度決算については、繰越明許費510万円を含み、960万円の黒字となっております。

公共下水道建設費のうち、工事請負費9億2,840万円については、砂山幹線管渠築造工事外29件の下水道整備工事費であります。これにより、管渠敷設延長は9,036メートルで、24年度末までの敷設総延長は14万3,100メートルになり、公共下水道普及率は63.9%に達しております。

討論において、委員から、「マンホールポンプの維持管理委託については、入札を検討すべきではないか」との意見がありました。

最後に、認定第9号平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、水道事業会計利益の処分においては、当年度末処分利益剰余金2億811万2,792円のうち、減債積立金へ5,000万円を積み立て、残金1億5,811万2,792円を繰り越すものであります。

次に、平成24年度の決算においては、収益的収支で5,612万円の純利益となっております。資本的収支では3億6,909万円の不足を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

給水状況につきましては、給水戸数は2万8,088戸で、前年度より96戸の増加となっておりますが、少子化や節水意識の高まりなどにより、有収水量は年間608万6,265立方メートルで、前年度に比べ14万3,888立方メートル減少しております。

工事の状況につきましては、市道五楽3号線配水管布設工事外21件の改良工事や、公道修繕工事などの保存工事71件、下水道工事に伴う配水管移設工事などの受託工事9件と、合わせて80件の給水区内の補修工事が行われております。

討論において、委員から、「浄水場の運転業務について一部が民間委託されているが、人件費削減のためだけの民間委託は行政として問題があるのではないか」との意見があり

ました。

以上4件について、採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第4号、認定第5号は全員賛成で、認定すべきであると決し、認定第9号は賛成多数で、可決及び認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

認定第1号平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第9号平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

中間市では、一連の職員の不祥事からその対応が迫られていますが、現在、試行で実施されている管理職の人事評価制度の中止は、そのためにも、まず真っ先にやられるべきだと思います。

この制度を先行した民間企業でも、そのあまりの悪影響の大きさに一定の修正を迫られていますが、国のレベルでも、社会経済生産性本部や経済産業省の研究会からも、そのマイナス点についてほぼ同じような指摘の報告書が出されています。

職員の和、あるいはやる気、後継の養成という点でも、今の中間市では一番やってはならないことだと思います。試行を即刻中止することを求めます。

次に、学校給食は新たな民間委託はありませんが、小学校6校中既に3校が実施中です。現場での作業のあり方と栄養士との関係でも、その実施内容に問題があり、偽装請負の指摘もされているところです。中学校の給食もスケジュールに入った今、民間委託をこれ以上続けることなく、元の安全安心の自校直営方式に戻すことを求めます。

次に、人権センターの問題です。行革の名のもとに職員が減らされている中でも、人権センターでは、正職員6人、再任用1人、嘱託職員1人、臨時職員3人の11名体制になっています。また、国の同和対策の法律はなくなっているにもかかわらず、北中補充教室など特定地域の優遇措置がいまだ行われています。職員体制の見直しと事業内容の再考を求めるものです。

消防署員の人員不足によって、2日から3日ごとに非番職員の非常呼び出しが常態化をしています。早急に、まともな人員配置をすべきです。

また、民間委託では、先ほどの学校給食調理のほかにも、日曜祭日及び夜間の上水道運転業務の委託が実施をされています。単なる人件費削減のために、市民の安全と安心を守るべき分野に安易に民間委託をすることには反対です。早急な是正を求めます。

土木費におきましては、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業が引き続き行われていますが、不要とまでは言いませんが、急ぐ必要のない工事です。福祉などのもっと早急に対応の求められる事業に振り向けるべきだと思います。

以上により、認定第1号平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第9号平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

他に、討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

認定第2号外3件について討論をいたします。

認定第2号特別会計国民健康保険事業決算について反対をいたします。

医療費の国庫負担が大幅に削減されたため国保税が繰り返し上げられ、高い保険税になっております。保険税滞納者には短期保険証や資格証明書を交付していますが、国民健康保険法にのっとり、保険証の取り上げはやめるべきです。

平成24年度は国保税の徴収努力などで単年度収支1,205万4,427円の黒字になりましたが、累積赤字は約11億円もあります。国保財政を確立するには、政府に国庫補助率を元に戻すよう要請するとともに、多くの自治体が実施しているように一般財源から繰り入れを行うべきです。また、健康診査の受診率を向上させ、医療費の軽減を図るべきです。

次に、認定第7号介護保険事業特別会計決算について反対討論をいたします。

介護保険法の改悪で生活援助の時間が短縮され、ばたばたと働き会話ができないなどと、コミュニケーションが削られたという声が多数上がっております。

また、高い保険料を払っているにもかかわらず特養ホームに入所できない、利用料の1割負担が重く利用を抑制しています。誰もが安心して利用できる制度に改善すべきです。

政府は軽度の要支援1、2の人を介護給付の対象外にして、配食など民間サービスや自治体事業、ボランティアに任せようとしようとしておりますが、地域の支え合いは公的サービスで保障した上で上乗せするものでなければなりません。

次に、認定第8号後期高齢者医療特別会計決算について反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者は病気にかかりやすく治療も長引きます。その結果、医療費が高くなると自動的に保険料が上がるシステムになっております。保険料の際限ない値上げや高齢者を差別する医療制度は廃止し、もとの老人医療制度に戻すべきです。

最後に、認定10号病院事業会計決算について意見を付して賛成討論といたします。

公立病院は医師不足、看護師不足、また診療報酬の改定による医業収益の低下、地方財政の悪化などで、厳しい経営を余儀なくされております。

中間市立病院の平成24年度決算では、当年度は596万5,000円の黒字決算となりましたが、未処理欠損金は7億2,694万5,000円となっております。

平成24年度の黒字の要因は、病院長を初め職員が病院の経営実態を把握し、病床率の向上に努め、入院患者が増えたこと、また、保健センターと連携し健診事業を導入したことなどが上げられます。引き続き、市立病院の財政健全化に取り組むとともに、市民の命と健康を守る地域医療の中核となる病院としての公的役割を果たすよう、意見を付して賛成といたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第10号までの平成24年度各会計決算認定10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成24年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成24年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成24年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決しました。

次に、認定第10号平成24年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第11. 第41号議案

日程第12. 第42号議案

日程第13. 第43号議案

日程第14. 第44号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第11、第41号議案から日程第14、第44号議案までの平成25年度各会計補正予算4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案のうち、総合政策委

員会に付託されました議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ１億７，３６０万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１６６億９，０６１万円とするものです。

まず、歳入の主なものは、普通交付税算定において本市で財政需要が高い高齢者福祉費に重点的に配分が行われ、当初予算額を上回ったことから、９，２２０万円の増額となっております。

一方、普通交付税の補完財源である臨時財政対策債においては、当初予算額を下回ったことから、４，７５０万円が減額されております。

また、消防費県補助金として市町村避難体制整備支援事業助成金３２０万円、教育費国庫補助金として理科教育設備費補助金３５０万円がそれぞれ増額されるとともに、普通交付税の増額に伴い財政調整基金繰入金１，２８０万円が減額されております。

次に、歳出の主なものは、議会費において市議会解散に伴う議員在職期間の短縮により、議員人件費１，４５０万円が減額されております。

また、総務費において、住民基本台帳ネットワークシステムにおける機器の更新のため１，５５０万円が計上されております。

また、消防費として、底井野小学校区、中間北小学校区自主防災組織に対する避難ルートマップ作成費用、災害用備品購入費用として４５０万円が計上されております。

教育費では、小中学校の理科・算数・数学の教育備品購入費として、小学校に４１０万円、中学校に２８０万円がそれぞれ計上されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４１号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第４２号議案、第４４号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第４１号議案平成２５年度中間市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

歳出につきまして、総務費の戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新が必要となったことにより、更新等作業委託料１，５５０万円、また、民生費の社会福祉費では、国民年金保険料免除に係るシステム改修委託料７１０万円、同じく児童福祉費では、保育士等处遇改善臨時特例事業費補助金１，２７０万円、中間市子ど

も・子育て会議条例の制定に係る事業計画の策定に関するニーズ調査費として、調査業務委託料等に４４０万円、同じく生活保護費では、医療機関より同一薬剤の投与者を抽出する委託料４２万円、生活保護システム改修委託料９７万円が計上されております。

次に、第４２号議案平成２５年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算につきまして申し上げます。

歳出につきましては、総務費の賦課徴税費として、地方税法改正により平成２６年１月１日に施行される延滞金等の利率引き下げに伴う、収納率向上対策事業に係る滞納整理システム改修委託料として１３０万円が増額されております。

歳入につきましては、県補助金６６万円、他会計繰入金６６万円が計上されています。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ７３億６，４１０万円となっております。

次に、第４４号議案平成２５年度中間市介護保険事業特別会計補正予算につきまして申し上げます。

歳出につきましては、平成２４年度事業における介護給付費の確定に伴う県負担金返還金９４０万円、地域支援事業費交付金の確定に伴う国庫返還金１５０万円、県返還金７６万円、支払基金返還金５００万円が増額計上されております。

歳入につきましては、平成２４年度介護給付費の確定に伴う精算交付金として、介護給付費負担金１，５８０万円、介護給付費交付金１４０万円が増額され、歳出補正に伴う、介護給付費準備基金繰入金５０万円が減額計上されております。

介護サービス事業勘定を加えた予算総額は、歳入歳出それぞれ４３億９，４００万円となっています。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第４１号議案は賛成多数で、第４２号議案と第４４号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申しまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４１号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第４３号議案の補正予算２件につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第４１号議案平成２５年度中間市一般会計補正予算（第２号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では、農業基盤整備促進国庫補助金１３５万円、農林水産業費県補助金１４万円が計上されております。また、国により平成２４年度末に追加補正された社会資本整備総合交付金事業に対し交付が決定されたことにより平成２５年度での補助金の要望が不要となったため、社会資本整備総合交付金１億

1,680万円が減額されております。

次に、歳出では、農林水産業費において、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金として4万7,000円、中底井野鼠切用排水路工事等に170万円が計上されております。

土木費では、平成24年度末に追加補正された社会資本整備総合交付金事業に対し交付が決定されたことにより、事業費2億4,890万円が減額されております。

減額された事業は、道路新設改良費では、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業、御座ノ瀬1号線道路改良事業など8事業、河川総務費では、離駒ポンプ場自家発電設置工事、公園費では、安全安心対策緊急総合支援事業であります。

消防費では、新規採用職員3名に係る消防学校入校経費負担金等185万円が計上されております。

次に、第43号議案平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、社会資本整備総合交付金が予定より増額されたことにより、歳入では、公共下水道事業費国庫補助金1億2,080万円、一般会計繰入金980万円、公共下水道事業債1億1,100万円が増額され、歳出では、工事請負費2億1,650万円、設計業務委託料2,510万円が増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億4,163万円を増額し、予算の総額を24億6,978万円とするものであります。

以上が当委員会に付託されました概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第41号議案及び第43号議案いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第41号議案一般会計補正予算について反対討論をいたします。

生活保護システム改修委託料97万2,000円や、子ども・子育て新制度電子システム構築委託料892万5,000円が計上されております。これらは生活保護基準の引き下げや保育所の公的責任を後退させる子ども・子育て新システムなど、制度の改悪による電子システム改修であり、認めることはできません。

これまで保育所の入所は市町村が受け付け、父母の希望に基づいて入所先の施設を決め

ていました。子ども・子育て新システムでは、原則として施設やサービスの提供、利用の決定に責任を負わなくなり、保育所の入所は保育所と保護者の直接契約になります。入所希望者が多いときの入所者選考や保育料の徴収も事業者が行うことになり、低所得者の家庭の子どもや、障がいなどを抱えた子どもが排除されるなどの事態が懸念されます。また、親の就労時間によって子どもの保育時間が決められ、子どもの保育に支障を来たします。

次に、保険衛生費として、嘱託職員で保健師１名分の賃金２９０万５,０００円が計上されていますが、健診率の向上など保健センターの役割は大きく、正規の職員にするなど、働き続けられる処遇の改善を求めるものです。

以上で討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第４１号議案から第４４号議案までの平成２５年度各会計補正予算４件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第４１号議案平成２５年度中間市一般会計補正予算（第２号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第４１号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第４２号議案平成２５年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第４２号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４３号議案平成２５年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第４３号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４４号議案平成２５年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第４４号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第１５．第４５号議案

日程第１６．第４６号議案

日程第１７．第４７号議案

日程第１８．第４８号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１５、第４５号議案から日程第１８、第４８号議案までの条例改正４件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、安田明美市民厚生委員長、どうぞ。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４５号議案、第４６号議案、第４７号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第４５号議案平成２５年度中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、平成２５年３月３０日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことによるものです。改正の主な内容は、まず第１点目は、地方公共団体等への寄附金に係る個人市民税の特例控除額を見直すもので、復興特別所得税２．１％を住民税特例分から控除するものです。

２点目は、優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の課税特例を見直すもので、国税等上位法の廃止により、条文の見直しをするものです。

第３点目は、東日本大震災で被災した居住用財産の敷地の譲渡期限の特例等の対象者を見直すもので、この譲渡期限の特例を被災日から７年を経過する年の１２月３１日まで延長することに加え、相続人も譲渡所得の課税特例の対象者とするもので、以上の施行日は

平成26年1月1日となっております。

4点目は、個人市民税に係る住宅借入金等特別控除の規定を拡充するもので、特別控除の対象期間を4年間延長するとともに、市県民税の控除限度額を9万7,500円から13万6,500円に引き上げるものです。施行日は平成27年1月1日となっております。

5点目は、公的年金から特別徴収される個人市民税の算出方法を見直すもので、仮徴収税額と本徴収税額の平準化を図るためのもので、施行日は平成28年10月1日となっております。

6点目は、金融所得課税を一体化するもので、公社社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税を一体化し、損益通算できるよう改正するもので、施行日は平成29年1月1日となっております。

次に、第46号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、まず、東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の対象者を見直すもので、国民健康保険税の所得計算においても租税特別措置法の規定との整合性を図るため関係条文を整理するもので、施行日は平成26年1月1日となっております。

次に、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組に伴う規定の整備等を行うもので、金融所得課税を一体化することで損益通算が可能になったことにより、国民健康保険税の所得割の算定において所要の規定の整理をするもので、施行日は平成29年1月1日となっております。

次に、第47号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、市中金利が低下していることから国税において延滞税等の割合が見直され、これを受けて延滞金などの割合を見直し、また、延滞金にかかわる条文の整備をするものです。これにより、現金融市場下での実質的な延滞金の利率は年14.6%が年9.3%に、還付加算金の利率は年4.3%が年2%に引き下げられる見込みです。

なお、この条例改正により対象となる条例は、中間市市税条例、中間市介護保険条例、中間市後期高齢者医療に関する条例となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第45号議案、第46号議案、第47議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４８号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は本年３月２７日に消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものであります。

改正の内容としましては、検定対象機械器具のうち、消防用ホース・結合金具・漏電火災警報器を自主表示対象機械器具に移行し、新たに住宅用防災警報器を追加、また、自主表示対象機械器具にエアゾール式簡易消火具が追加されたことに伴い、火災予防条例において引用されております政令の条名等に移動が生じたことから規定の整理を行うものです。

なお、施行日は平成２６年４月１日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第４５号議案から第４８号議案までの条例改正４件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第４５号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第４５号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４６号議案中間市国民健康保険税条例の一部の改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第47号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第48号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第19. 第49号議案

日程第20. 第50号議案

日程第21. 第51号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に日程第19、第49号議案から日程第21、第51号議案までの条例3件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(安田 明美君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第49号議案、第50号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第49号議案中間市子ども・子育て会議条例につきまして申し上げます。

今回の条例制定は、平成24年8月22日公布されました「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議を設置するために新たに制定されるものでございます。

内容といたしまして、子ども・子育て会議は、自治体の子ども・子育て支援施策を総合

的・計画的に推進するために必要な事項及び当該施策の実施状況について調査、審査するものであります。また、市は、関係施設の利用定員の決定及び支援事業計画の策定並びに変更などは同会議の意見を聞かなければならないとされています。

なお、本条例は平成25年10月1日に施行し、平成26年9月までに中間市子ども・子育て支援計画を策定することとなっております。

次に、第50号議案中間市男女共同参画推進条例につきまして申し上げます。

男女共同参画に関しましては、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みが行われておりますが、性別による固定的な役割分担の意識とそれに基づく社会の制度や慣行、男女間の暴力など、男女平等を達成するにはいまだ多くの問題が山積みしております。このようなことから、市と市民が協力しながら男女共同参画を推進するために、今回、条例を制定するものでございます。

主な内容といたしまして、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにし、推進に関する施策を総合的、計画的に実行することなどとなっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第49号議案、第50号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申しまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第51号議案中間市景観条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の条例は景観法に基づき、市民・事業者・行政の協働により本市の景観資源を生かし、特性に応じた景観形成を計画的に推進するため、平成25年4月1日に策定された中間市景観計画の施行に当たり制定されるものです。

条例の内容としましては、建築物の新築や工作物の設置の際の届け出について、その対象規模や基準を定めるものです。

対象規模や基準の主なものは、建築物については500平方メートル以上、または高さ10メートル以上が対象となっております。このため、一般住宅については、ほとんどが対象外になります。なお、指導や勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとなっております。

また、景観重要建造物等を指定したときの管理につきましては、景観重要建造物の滅失を防ぐため、消火器の設置等、防災上の措置を講ずるなど、必要な基準を定めております。

また、施行日につきましては平成25年10月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいま委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第49号議案中間市子ども・子育て会議条例について討論いたします。

子ども・子育て会議は、子育て当事者や関係当事者が参画して事業計画の検討や推進を図っていくために設置されます。

学童保育は、共働き・一人親家庭の小学生が、学校がある日は放課後の時間を、そして学校が休業日の土曜日や夏休みなどの長期休養日は朝からの1日を過ごす生活の場です。小学校低学年の子どもたちは、年間約1,680時間もの時間を学童保育で過ごしております。これは、小学校で過ごす時間よりも約460時間も多いのです。

国として学童保育の基準を初めて法令で定め、2015年4月から市町村も条例で学童保育の基準を定めることとなります。このような状況のもとで、学童保育関係者が子ども・子育て会議の委員として参画することが切実に求められております。

以上、意見を付して賛成といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第49号議案から第51号議案までの条例3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第49号議案中間市子ども・子育て会議条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第50号議案中間市男女共同参画推進条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第51号議案中間市景観条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第22. 第52号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に日程第22、第52号議案災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長(原田 隆博君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第52号議案災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

現在、消防署に配備している救急自動車3台のうち、1台については購入後15年が経過しようとし、老朽化が目立ってきております。また、各種災害に的確に対応し、被害の軽減と高度救命処置による救命率の向上を図るため、高度救命処置用資機材を備えた災害対応特殊救急自動車に更新するものです。

この救急自動車の購入に当たり、平成25年8月1日に2社による入札を行った結果、福岡トヨタ自動車株式会社中間店が2,866万5,000円で落札し、同社と仮契約が締結されております。

なお、本年度、緊急援助隊設備整備費補助金として1,163万円の交付決定を受けております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいま委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第52号議案災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第23. 請願第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に日程第23、請願第2号公的年金「2.5%削減」を中止する意見書提出を求める請願を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第2号公的年金「2.5%削減」を中止する意見書提出を求める請願につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願は、物価スライド「特例水準の解消」を理由に年金を平成25年10月から3年間で2.5%削減する法律が成立したことに対し提出されたものです。年々、年金受給資格も高齢化となっていることに加え、公的年金2.5%の削減、さらに平成26年4月からの消費税引き上げなど、高齢者を取り巻く環境は年々厳しいものです。

中間市においては年金受給者は2万2,000人です。今回の年金引き下げにより、市民全体で年間5億円以上の収入を奪うものとなり、また、市県民税は年間で5,000万円が減収となるとの説明がございました。

なお、討論において、委員から、「少子高齢化が進む中で、将来世代に負担を先送りす

ることを回避するために制定された「特例水準の解消」の中止を求める本請願の趣旨には賛同できかねる」との反対意見があり、また、別の委員より、「中間市の高齢化率は30%を超え、年金だけが頼りの市民も多い。また、年金引き下げによる経済波及も深刻な状況となり、中間市の税収減は財政に大きなマイナスとなる」との賛成意見が出されました。

最後に、採決いたしました結果、請願第2号は賛成多数で、採択すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申しまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより請願第2号公的年金「2.5%削減」を中止する意見書提出を求める請願を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、採択であります。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立をお願いします。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、請願第2号は原案のとおり採択することに決しました。

日程第24．議員提出議案第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に日程第24、議員提出議案第2号中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

議員提出議案第2号中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例案について、公明党市議団を代表し、趣旨説明を行います。

このたびの市職員による生活保護費不正受給事件において、市議会としてのチェック機能を十分に果たせなかったとして、中間市議会は6月7日に自主解散いたしました。

市議会を解散することが必ずしも責任をとるための唯一の手段であったとは思っていま

せん。とはいえ、市議会の意思として解散し、みそぎを受けることを決定した以上、それぞれに市民の皆様のもとに足を運び、声に耳を傾け、議員として新たな決意で議会に集ってこられたことと思います。

市民は突然の解散に驚き、自分たちが望んだわけでもない選挙に多額の税金が投入されることに憤慨しておりました。事件の反省を込めて行った解散選挙によって市の財政に余計な負担を強いることは、本末転倒であると言わざるを得ません。

選挙予算は1,720万円で、財源は全て財政調整基金となっておりますが、このたびの解散で議員報酬の日割り計算による減額913万円及び支給基準により期末手当の60%減額537万円の合計額1,450万円を選挙費用に充当することで、基金の取り崩しは270万円で済むことになります。そこで、選挙によって基金を取り崩す必要がないように、本年10月から来年3月までの議員報酬と12月の期末手当をそれぞれ5%削減することを提案いたします。

余談になりますが、議員報酬の日割り支給は公明党が提案し、当時の井上議長が調整を図り、議員の皆様のご同意のもとに平成23年に成立したものです。このたびの解散動議に対し、公明党はさまざまな理由から退席をいたしました。決して解散を望んでいたわけではありませんが、私どもの行動が動議成立のハードルを下げ、議会解散に至ったことは紛れもない事実であり責任を感じております。市民の負託を受けた議員として、「市民不在の解散で多額の税金を使ってほしくない」との市民の声に耳を傾け、せめてもの思いで議案を提出いたしました。

新人議員の皆様、また解散に反対した議員の皆様には申しわけないと思いますが、何とぞ趣旨をご理解いただき、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

ただいまの議員提出議案に対して2点質問がございます。

まず1点目。この議案にあります議員報酬削減の根拠となっているであろう去る7月14日に行われた中間市議会議員選挙の経費は、添付している資料でも先ほどの提案理由の説明でも1,720万円と考えているようでございますけども、実際のところは中間市議会議員選挙の経費は幾らかかっているのかお答えください。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

選挙管理委員会のほうに問い合わせいたしましたけども、現時点では正確な数字が出ていないということでございましたので、予算で計算させていただきました。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

もう１点。なぜ６月７日の議会解散の採決の折、公明党の掛田議員を初め３名の公明党の議員は議場を出て採決をボイコットをされたのでしょうか。先ほども提案理由説明では出られたということを言っておられましたけれども、その理由は述べておられませんでした。今一度お聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

このような動議は議会の場で審議するに値しないと思ったことが一つであります。あとは、市長選挙絡みでございますので、公明党は自主投票を決定しておりましたので、そこに加味するべきではないということで退席させていただきました。

○議長（堀田 英雄君）

これにて質疑を……。はい、植本種實君。

○議員（２番 植本 種實君）

今の掛田議員が市長選絡みと言われましたけども、その根拠は何でしょうか。私たちは生活保護の不正受給に関して、解散動議を申し上げましたけども、市長選挙とは一切関係ありませんから。何でそんなことを言われたのか説明してください。（発言の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

植本議員はそのようなお考えでございましょうけども、公明党としては当時の状況をそのように判断しております。

○議長（堀田 英雄君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第２号につきましては委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

議員提出議案第２号中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例案に対する反対討論を述べさせていただきます。

そもそもこの条例案が出たということは、去る６月７日に中間市議会が自主解散したこ

とは、間違いだったということを意味しているのだと推測いたします。

生活保護費不正受給事件のその重大性に鑑み、その責任は中間市政の車の両輪に当たる、市長と議会が負うべきだとして、私が議会解散の動議を出し、出席議員16人のうち解散に必要な5分の4を満たす13人の議員の賛同を得て、法律に基づいて中間市議会は正々堂々と自主解散に至りました。

そもそも6月7日の自主解散が間違いだったという主張ならば、なぜ議会解散の動議に対する採決の折、掛田議員、草場議員、中尾議員は堂々と反対票を投じなかったのでしょうか。もし反対票を3人の議員が投じていたならば、議員報酬の削減の条例案も理屈が通り納得がいきます。ましてや議会解散の採決の折、まだ在籍もしていなかった新人議員2人には、その責任など問えるはずなどありません。

そして、先ほど質問した解散に伴う中間市議会議員選挙の経費の件ですが、この条例案に添付している資料によると1,720万円と見ているようですが、私が昨日、選挙管理委員会の事務局長に確認したところ、正確には1,652万3,227円とのことでした。1,720万は7月25日の臨時議会に出された市議会議員選挙に対する一般会計の、あくまでも補正予算額であって、実際の支出額より68万円高く、議員提出議案の根拠と相違するものと私は考えます。

議会が6月7日に解散になり、当選確定の7月14日までの約1カ月間、元市会議員には議員報酬が支払われなかったことから、議員の人件費が当初予算より既に1,450万円削減されていますが、仮に選挙経費が議案通り1,720万円とした場合、確かに270万円足りない計算になります。そのことから単に本年10月から来年3月まで議員報酬5%を削減すれば、その穴埋めができるものと計算したと思われます。

そうであるとするなら、大もとの市議会議員選挙の経費の出し方自体、事実と相違している以上、この議案は理由なきものとして却下するのが、私は相当かと思います。

終わりに、議会解散の動議を出ささせていただきました私から言わせてもらえば、議会解散の動議に対する採決に参加せず、議場を出た掛田議員、草場議員、中尾議員は6月7日の自主解散が是か非かなど論じる資格はないと私は思いますので、この条例案には反対いたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

これにて、討論を終結いたします。これより……（発言の声あり）

はい、どうぞ、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今回の中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例案への反対討論を行います。

市民による議会解散への怒りが大きいということではありますが、我々日本共産党議員団の反対のみで決まった解散でしたが、棄権をした議員の責任も重いものがあると思います。

このことについては提案された中でも反省をしておりましたけれども、解散には賛成はしなかったのですが、提案者の行為は結果的にはそのことに手をかしたと言われても、やむを得ないと思われます。

そして今度は一転して、議会解散により行われた選挙費用を議員の報酬をカットして行うという提案は、議会解散時の態度、さらには選挙ポスターの件など自らの失策を挽回しようというものだと思いますが、議会で採択されなくても支持者や市民の皆さん方に、「公明党はこんなに頑張ったんだが他の議員の反対で否決された」とアピールすることができる。まさにパフォーマンスだと言わざるを得ません。こうしたことは市民から逆に「我々を愚弄するものだ」と厳しい批判を受けることは必至でしょう。

中間市議会議員としての報酬は我々議員の生活費であり、議員としての調査研究などの活動に使われているものです。他自治体で支給されている政務調査費がない中で、議員としての能力アップの上でも厳しい状況に置かれています。安易に議員の歳費のカットは許されません。また、今回の条例提案は7月の臨時議会から1カ月も経過しています。議案の提出には十分時間があつたにもかかわらず、実際は今回の議会の最終盤になってからでした。これでは各議員が、この問題に対して十分な審議をする時間が保障されなかったという点でも、瑕疵のある提案であること、このことを指摘して討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論。はい、草場満彦君。どうぞ。

○議員（9番 草場 満彦君）

賛成討論をさせていただきます。

今の宮下議員のほうから公明党の単なるパフォーマンスであり、市民から愚弄を買うであろうというご指摘を受けましたが、そうであるならばその旨は、そういう主旨のものは全て受けるつもりで、今回は出させていただきました。

趣旨説明でもありましたように、私ども突然の解散だと認識をしておりますし。その選挙活動の中で市民の皆様から言われたことというのは、前も佐々木議員がこの議場でおっしゃった、市長におっしゃった内容のものと一緒でございます。何のための解散だったのか、今回の選挙は何を意味しているのかと。そして大切な税金を使ってまで選挙をする必要があつたのかというご指摘、ご意見が大半でございました。大切な税金を使ってというふうなことを市民の皆様から言われましたら、そうですねと申しわけありませんというしかありませんでした。

市民の皆様は、先ほど正確な金額のことを佐々木議員がおっしゃいましたが、決定ではないというふうに私たちは認識をしております。選管のほうで1,720万円の予算計上をされて、そのうち今回の議会の中で1,450万円が減額修正をされました。実際のところは最大でも270万円が、市単費の税金が充てられるという実態を市民の皆様がご存じないことと思います。私ども公明党議員団はこの270万円を、何とか本当皆様方にも

ご苦労というか、ご迷惑をかけることになるんですが、議員の責任のもとで捻出すべきだと、それが市民の皆様の声に応えることと考えた次第でございます。

どうか議員の皆様のご理解を賜りますことをお願いをしまして、賛成討論といたします。

○議長（堀田 英雄君）

これにて、討論を終結いたします。これより、議員提出議案第2号中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を起立により採決いたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立少数であります。よって、議員提出議案第2号は原案否決されました。

日程第25. 意見書案第13号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第25、意見書案第13号TPP交渉からの撤退を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛でございます。TPP交渉からの撤退を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

TPPに参加しないと、国際的に孤立するなどということが宣伝をされておりますが、本当にそうでしょうか。今TPPに参加しているのは、今回参加した日本を入れてわずか12カ国です。アジアでは中国やインド、韓国などほとんどは参加をしておりません。日本はTPPに参加しているアジアの4カ国とは既に自由貿易協定を結んでおり、あえてTPPに入る意味はありません。

それどころか、日本の国益をアメリカに売り渡すものだとの強い批判が出ております。

政府や地方自治体が行う公共事業など、これは政府調達といいますけれども、今地域経済活性化のために地元業者を優先的に発注することや地元業者がつくる資材などを優先的に使うといった措置は、このTPP交渉妥結しますと、不公平だということでISD条項の対象となります。つまり投資家国家間紛争処理というものですが、例えばアメリカの企業が日本の政府を相手取って、地元業者を優先的に発注させて、アメリカの業者が受注できないと、損害賠償を国際投資紛争仲裁センターに提訴し損害賠償を請求するといったことになることも心配をされております。

また食の安全も深刻です。

農水省の試算でも農林漁業が激減し、食料自給率は現在の39%が13%となっております。さらに日本の安全基準が貿易の障害になるといって、食品添加物の大量認可やアメリカ産牛肉の輸入規制の撤廃、例えば狂牛病検査の緩和、遺伝子組み換え食品の表示をと

めることなどアメリカから求められているんです。

このような状況から、国民への公約である6項目の判断基準を堅持することを、守れない場合はT P P交渉から撤退する、この安倍政権の公約を守ることを求めるものであります。

どうかご賛同いただきますことを、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。これより、意見書案第13号T P P交渉からの撤退を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決いたします。

日程第26．意見書案第14号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第26、意見書案第14号憲法第96条の改定をしないことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第14号憲法第96条の改定をしないことを求める意見書（案）の提案説明をいたします。

もともとその憲法第96条の改定は、憲法改定へのハードルを低くして、今の安倍政権が容易に憲法第9条を改定し、米国との共同での海外での武力行使に道を開くのが目的でした。

しかし、憲法第9条の改定を言い出す前に、この憲法第96条の改定を前面に出したため、改憲賛成の憲法学者や、自民党内からも反対意見が続出し、全面的に憲法第96条改定ということと言わなくなったのが今の状況であります。

しかし、この憲法第96条の改定について、決して諦めたわけではなく、要は集団的自衛権の行使に向けて、解釈改憲であれ、直接的な改憲であれ、手法を問わず本格的に構えだしたということではないでしょうか。

現憲法は、第9条を抱えることによって戦後の68年間戦争による犠牲者を1人も出していません。このことは戦前の50年間と比べてみても大変なことです。アジア・太平洋戦争を見ただけでも、アジアで2,000万人、日本人も310万人の戦死者を出しています。現憲法はこのことの反省を出発点としています。

憲法は、他の法律と違って、政権党や政権が国民に命令をする立場ではなく、国民が政府の暴政に一定の歯どめをかけるためのものです。そのために諸外国についても、非常に厳しい規制をかけています。アメリカでは上院、下院の3分の2の賛成に加えて、州議会の4分の3の賛成が必要ですし、フランスでは各院の過半数の賛成とは別に、両院合同の5分の3の賛成が必要です。ドイツや韓国でも同様の厳しい条件をつけています。

しかし、自民党安倍内閣が画策するような、憲法第96条の両院の2分の1ということになりますと、他の一般法と同じで政府の意向一つで、いつでも憲法がかえられます。

今は、解釈憲法を優先し、憲法の番人といわれる内閣法制局長官の首まですげかえて臨んでいます。いずれにしても憲法第9条の改定を視野に入れた動きであることは明確であります。

私たちは、どのような手法であれ、憲法第9条をかえて、米国の戦争に日本が巻き込まれる事態をつくることには反対です。最近のほとんどの戦争が防衛ということや集団的自衛を口実に行われたことから、決して認めるわけにはいきません。

そのためにも、今後も憲法第96条の改定には断固反対であります。

以上のことから、憲法第96条については、改定しないことを求めます。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

す。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

公明党の議員団を代表して反対討論をいたします。

現憲法の骨格であります恒久平和主義、そして基本的人権の尊重、国民主権の三原則は絶対に変えてはならないものだと考えております。

仮に憲法をかえるものとしても、公明党は従来から主張している加憲、今の憲法に不足分を加えていく、そういう考えのもとでそういった方法が最善の改正ではないかというふうに主張をしております。改正しやすくするために、まず９６条の改正手続を緩和する先行改正について慎重であるべきと考えます。

憲法の内容をどう改正したいのか、中身の論議が行われる前に、先行して憲法改正手続だけを改正しようとするのは、国民から見ても極めて不透明でございます。手続の変更は改正内容とともに議論すべきだと考えます。憲法条文の「どこを、なぜ、どのように」かえるのかという全体感に立った議論が必要だと考えております。

公明党も現憲法の硬性憲法の性格の維持は主張しておりますが、以上の内容が今の公明党のスタンスでございます。よって、本意見書案の改正をしないこととは主張が異なるため、本意見書案には反対をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。はい、青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

賛成討論をいたします。

安倍首相は「憲法の改正は、各議院の総議員の３分の２以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない」と定めた９６条を改正し、各議院の総議員の過半数の賛成で発議できるように提起してまいりました。

憲法は国家権力を制限し、基本的人権を守る立憲主義に基づいた国の基本法です。このことは、憲法が９８条で国の最高法規であることを明記するとともに、９９条で天皇や国務大臣、国会議員らに憲法を尊重・擁護する義務を課していることから明らかです。

また、日本弁護士連合会は３月１４日に「憲法第９６条の発議要件緩和に反対する意見書」を公表し、「簡単に憲法が改正されるとすれば、国の基本法が安易に変更され、基本的人権の保障が形骸化されるおそれがあると」指摘しています。

憲法は、政治権力が平和、自由と民主主義、基本的人権を侵すことがないように、国民主権の立場に立って権力を縛ることに本質的役割があります。

発議の要件を過半数にすることは、国家権力の都合で憲法改正ができる状況を生み出し、権力を縛るという立憲主義の本質にかかわり、手続論ではなく、立憲主義と基本的人権を否定するものになります。

改憲派として知られる小林慶応大学教授からも９６条改定は憲法破壊となるもので、問

題が多いことが指摘されるなど、識者から多くの批判が寄せられています。また、古賀誠自民党元幹事長が「現行憲法の平和主義、主権在民、基本的人権という崇高な精神を尊重しなければならない。中でも平和主義は世界遺産に匹敵するものです。特に憲法改正手続のハードルを下げるということは絶対にやるべきことではない」と発言された報道が大きく反響を呼んでおります。それほどに道理のない96条改定方針に従来保守といわれる方々や作家であり僧侶である瀬戸内寂聴さんを初め宗教界や各界さまざまな方々が、異口同音に96条改定反対を表明しております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。はい、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

先ほど述べられた反対討論には、論理矛盾があるというように思います。私先ほど草場議員が語る述べられた内容についてそうだというように、うなずきながら聞いておったんですけれども、最後に96条の改定をしないということについての反対討論ではないように見受けられました。

憲法そのものについて、いろいろ自分たちは加憲がある、そういう立場を持っているということと、今ここで議題になっている憲法96条の問題とは明らかに違うのではないかと。その意味では、本当にこの憲法96条を改定するということは、安易に憲法をかえていく、しかも加憲とかいう立場ではなくて、国民の、先ほども述べられた基本的人権とか、また戦争を否定をした憲法第9条、こうしたところにも憲法の改定を企てていく、そういう要素を残していくものでありますから、やっぱりまずはこの憲法第96条を改定するということについては反対をする必要があるのではないかとこのように思います。そこをもって賛成討論とします。

○議長（堀田 英雄君）

これにて、討論を終結いたします。これより、意見書案第14号憲法第96条の改定をしないことを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決いたします。

日程第27. 意見書案第15号

日程第28. 意見書案第16号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第27、意見書案第15号及び日程第28、意見書案第16号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

消費税増税の中止を求める意見書（案）の提案説明をいたします。

消費税は2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げられようとしております。10%になりますと国民への新たな負担増は13.5兆円にもなり、消費税は増税すべきではありません。

まず第1に、消費税増税は、国民生活と日本経済に重大な影響をもたらすことになります。働く人の所得は1997年をピークに所得が減り続け、平均給与は年収で70万円も減少しています。消費税が10%になりますと、政府の試算でも年収500万円のサラリーマン世帯で11.5万円の負担増になります。社会保障の負担増なども合わせれば31万円の負担増です。GDPの6割を占めている個人消費が落ち込み、デフレ不況が一層深刻になることは明らかです。

第2に、社会保障のためという消費税増税の根拠が失われております。公的年金の引き下げ、生活保護費の削減、介護保険利用料の引き上げ、高齢者医療の70から74歳の自己負担の1割から2割への引き上げなど、社会保障の改悪と国民への負担増ばかりが続いております。一方で借金財政による大型公共事業を推し進めており、財政再建のためという理由は通りません。

第3は、国民は政府に対し、消費税増税の信任を一度も与えていないことです。昨年末の総選挙、7月の参議院選挙でも安倍政権は消費税増税を明言せず、争点にすることを避けてきました。国民の審判を問うことなしにこのような大增税を行うべきではありません。

第4に、日本経済が長期にわたって後退、低迷している中で、わずか3カ月程度の経済動向で大增税を判断することは、極めて無責任なやり方です。

実際、政府の9月の月例経済報告でさえ、「景気は緩やかな回復」というのが精いっばいで、個人消費については8月の「持ち直している」という表現が「持ち直し傾向にある」に後退いたしました。雇用や所得の改善が遅れているためです。

以上のことから政府に対し、消費税増税を実施しないよう強く求めるものです。

次に、より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書（案）の提案説明をいたします。

全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るとして2012年の8月、子ども・子育て支援法、総合こども園法、関係法律の関係整備法の3法が成立し、国は2015年4月1日の施行を目指しております。

これまでの保育制度は「国と自治体の公的責任」「最低基準の遵守」「公費による財源

保障」を制度の柱にして、子どもが保育を受ける権利を保障してまいりました。

一方、新制度は保育の市場化、利用者補助などを柱にする仕組みであり、子どもが受ける保育に格差が生じることが懸念されます。

この新法制度の国会審議で、自公民3党の修正合意の上、児童福祉法第24条1項で市町村責任による保育所の役割が明記されたこと、また、衆議院で6項目、参議院で19項目も附帯決議が記されてきたことは、子どもの健やかな育ちに、国、自治体を挙げて最善を努めなければならないことを示しております。

しかし、以前から指摘されている規制緩和や直接契約、保護者負担、施設整備などの問題については、不透明な部分も多く、子どもの貧困や子育て困難が広がる中で、制度の拡充が求められます。

以上のことから、政府及び国会に対して、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとで、保育制度の拡充が図られるよう、以下の事項について要請するものです。

1、子どもが保育・教育を受ける全ての施設・事業において、子どもの取り扱いに格差を生じさせることなく、市町村の保育実施責任と子どもの権利を諸法規に明記すること。

2、保育時間・認定時間については、子どもの生活及び教育保障の観点から、子どもの立場に立ち、子どもの生活を見通した適切な保育時間を保障すること。

3、保育施設基準は、子どもが受ける全ての保育施設・事業において現行制度より引き下げないこと。

4、幼保連携型認定こども園と保育所、小規模保育所など、施設・事業ごとの公定価格・保育単価に差異を設けないこと。

5、国として保護者の負担軽減を図ること。

6、職員の処遇改善を図り、安定した雇用身分を保障する仕組みをつくること。

7、施設整備費補助については、施設の建て替えや耐震対策に対応するため、現状維持・充実を図ること。

8、保育に支出される公的資金は保育の質と量を維持拡大するためのものであることを明確にすること。

9、保育制度改革に当たっては、保護者や保育現場の意見を尊重し、拙速な実施は避けること。

以上、皆様方のご賛同をお願いいたしまして、提案説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件

については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第15号消費税増税の中止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。本案については、議長は可決と採決いたします。

次に、意見書案第16号より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 意見書案第17号

日程第30. 意見書案第18号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第29、意見書案第17号及び日程第30、意見書案第18号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員(10番 中尾 淳子君)

公明党市議団を代表いたしまして、意見書案2件につきまして趣旨説明を行います。

初めに、大規模地震等災害対策の促進を求める意見書案について、提案説明を行います。

日本列島は、太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置をしているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国と言えます。

さらに、近年ふえ続けている局地的豪雨や、土砂災害、台風による風水害は、大規模な災害をもたらしています。

国民の生命、財産を守るため、道路、橋梁、上下水道等、社会資本の老朽化に対して、総合的な防災、減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考えます。

次の項目について、早急な対策を講じるよう、強く要望いたします。

- 1、国土強靱化基本法の主旨に従い、防災・減災対策を強化すること。
- 2、首都直下地震対策特別措置法の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。
- 3、東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の主旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。

以上、政府におかれまして、早急な対策に取り組むことを要望するものです。

次に、若い世代が安心して就労できる環境の整備を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

ライフスタイルの多様化や、少子高齢化による、若い世代の働き方、暮らし方が変化してきています。非正規労働者や、共働き世帯が増えた今、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せない人、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加等、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。

今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境の整備が求められます。

安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、次の項目について、適切に対策を講じるよう求めます。

- 1、世帯収入の増加、正規、非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金を引き上げること。
- 2、労働環境が悪いため、早期に退職する若者も、依然として多いことから、劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、悪質な場合の企業名の公表などを検討する。
- 3、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするため、短時間正社員制度やテレワーク在宅勤務などの導入を促進すること。
- 4、若者支援策が有効に実施活用されるよう、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に務めること。

以上、意見書2案につきまして、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員(5番 宮下 寛君)

日本共産党を代表して、大規模地震等災害対策の促進を求める意見書案に対しての反対討論を行います。

ただいま述べられた、日本のこの現状については、大きくうなずくところが、同意するところがあります。しかしながら、政府に求める項目には大きな問題があると考えます。

1つは、「防災・減災等に資する国土強靱化法」案、「首都直下地震対策特別措置法」案、「東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」案、これはことしの6月25日第183回通常国会の衆議院災害対策特別委員会において趣旨説明が行われましたが、会期の末期にこのことが行われたために、継続審議となっているものであります。

参議院選挙が行われたために、8月2日に臨時国会が召集されましたが、7日までの6日間の日程で、衆参の全ての委員長を選び閉会となっています。今、意見書案として出された3法案は提案はされたけれども、趣旨説明が行われたのみで、今日まで一切の審議が行われていないのです。

にもかかわらず今回の意見書では、あたかも法案が決まったかのように、「法の趣旨に沿い」であるとか、「法の趣旨を踏まえ」といって、対策強化や推進あるいは取り組むことを求めようとしております。しかし、地方議会といえども、国会での審議がなされていないものに、白紙委任をするような意見書を出すわけにはいかないのではないのでしょうか。

ちなみに1点だけ指摘をしておきますが、「防災・減災に資する国土強靱化法」案、これは自民党、公明党共同で出されたものですが、防災・減災に資すると言いながら、その条文の中に次の項目があります。「国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため」と、こういうことが記載をされています。

防災・減災に関してこの国際社会においての、国の利益の増進するということが何を意味するのか全く不可解です。国会での審議が待たれるところです。このことを申し上げまして、反対討論を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。はい、田口澄雄君。

○議員(7番 田口 澄雄君)

意見書案第18号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書案について、日本共産党を代表して意見を申し述べます。

意見書案の標題の内容については賛成です。しかし問題は意見書案のその中身です。

まず、「ライフスタイルの多様化や、少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています」という出だしから始まっていますが、若い人のライフスタイルの多様化や、少子高齢化が進行しているのは、若い人が望んでそうしたというわけではありません。むしろそういう状況に追い込まれたというのが実態ではないでしょうか。この表現では、今の劣悪な労働条件に追いやられた結果と、その原因を逆さまに逆に描いているかと思います。ライフスタイルは若者の希望で変化したのではなく、社会的に変化せざるを得なかったということだと思います。

また、少子高齢化にしても就労条件の悪化による、生活レベルの低下からやむにやまれず、結婚も出産も諦めざるを得ないところからきているのではないのでしょうか。非正規や、共働き世帯が増えたのも、厚生労働省の調査でも正社員への変更を望む声が、非正規の中で7割近くに上っていることから、そのことが言えると思います。

問題は、正社員の不安定雇用化による賃下げやリストラによって、大幅な利潤を上げてきた大企業や、これを政策的に支援してきた政治勢力の労働政策にあります。まずは、その真の原因について改善するところから始めなければならないと思います。

ところが、この意見書案ではそれらの原因については一切触れず、逆にこれら悪政推進勢力に環境整備を求める立場にあります。

政労使による賃金の配分に関するルールづくりを求めています。ことしの9月20日に既に政労使協議会が開始をされ、甘利経済財政担当相を筆頭に経済3団体と連合トップが会合を始めています。そこでは、大企業の利益が上がれば賃金は自然に上がるというトリクルダウ理論を前提として、法人税減税のために、解雇規制の撤廃や労働法制の規制緩和など、今でも劣悪な労働条件をさらに改悪しようとしています。全企業のブラック化が懸念をされています。

意見書案では、違法の疑いのある企業の対応をうたっていますが、実際には36協定等を利用してブラックならぬグレーゾーンでの無制限残業の実態が起こっています。

若者、特に25歳未満の2人に1人が非正規であることや、200万円未満の収入のワーキングプアと呼ばれる人が1,000万人以上もいるこの日本で、若者の労働条件は今最悪であります。

こういうときに、今政府に求めるべきことは、こういう状況をつくり出した真の原因への認識の是正と、その対応ではないでしょうか。そのことなしには、若者の将来、ひいてはこの日本の将来ありません。

この意見書案の中身には、そうした不満は残りますが、若者の状態が大変なことと、それを何とかしなければならないという思いでは共感できますので、意見を付しての賛成といたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

これにて、討論を終結いたします。これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第17号大規模地震等災害対策の促進を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第18号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第31. 意見書案第19号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第31、意見書案第19号地方税財源の充実確保を求める意見書を議題いたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

す。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。これより、意見書案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第32. 意見書案第20号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第32、意見書案第20号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。これより、意見書案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 3. 意見書案第 2 1 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 3 3、意見書案第 2 1 号公的年金 2.5 %削減中止を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 2 1 号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

年金 2.5 %の削減中止を求める意見書について、反対討論を行います。

少子高齢化が進む中、将来世代への負担の先送りを回避するため制定された、特例水準の解消措置中止を求める本意見書の主旨には、賛同できかねると判断いたします。態度決定に至った理由を申し上げます。

国民年金などの年金額は、物価スライド方式により物価の変動に応じて、毎年度改定されていますが、物価が下落をした平成 11 年から 13 年に、物価スライドを適用すれば平成 12 年度から 14 年度の 3 年間で累計 1.7 %の引き下げとなるべきところでありましたが、当時の厳しい社会経済状況下にあった高齢者の生活に配慮し、与野党が一致して特例的に年金額を据え置く措置をとりました。その後も物価の下落傾向は続いたため、現在の年金額は本来の給付水準よりも 2.5 %高くなっています。

この特例水準によって既に累積で約 7 兆円もの過払いが生じてきており、特例水準の解消までにはさらに 2.6 兆円が必要であると見込まれています。

年金制度の持続可能性を維持し、世代間の負担の公平性を図るためには、特例水準の是正はやむを得ないものであるとの認識に私どもは立っております。特例水準をそのまま据

え置くことは、結果的に将来世代へ負担を先送りすることにつながるからであります。昨年11月の国民年金法の一部を改正する法律によって、現行の年金額をこし10月分から1%、平成26年4月に1%、さらに翌27年4月に0.5%それぞれ3段階に分けて減額することで、特例水準の解消を段階的に図られることとなっています。

同法は年金の減額規定だけでなく、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げる財源に、将来の消費増税分を償還財源としたつなぎ国債を充てることとされ、公明党が一貫して主張してきました年金財源の安定化に向けた重要な施策であります。

これらの減額や消費税による日常生活の負担増加分、生活保護などによる高齢世帯への地方財政の負担増加を鑑み、低所得高齢者などへの福祉的給付として、所得の額が一定水準を下回る低所得の年金受給者に対しては、納付期間に応じて最大で月額5,000円を支給する年金生活者支給支援給付金法案も同時に可決され、低年金者には一定の配慮がなされています。

以上のことから考慮し、少子高齢化が進む中において、将来世代への負担先送りを回避するために制定された、特例水準の解消措置中止を求めている本意見書の主旨には、賛同できかねるものであると判断をいたします。

以上におきまして、この意見書には反対をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。はい、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

賛成討論をいたします。

現役世代では、国民年金保険料の未納率が4割に達し、さらに高齢者でも年金を1円も受給していない無年金者が100万人に上っているとのことです。国民年金の平均受給額は月5万円程度と無年金、低年金問題は深刻です。

この間、年金問題では自民、民主、公明などが最低保障年金の創設や年金安心100年などマニフェストの中心問題として掲げていましたが、昨年の税と社会保障に関する密室合意で国民への公約は踏みにじられました。

こし10月から3年間で、年金2.5%を切り下げる法律が、昨年11月国会解散直前に審議もほとんどない中で成立いたしました。高齢者の42%、女性の65%が年収100万円未満という中で、削減が実施されますと3年間で基礎年金は2万2,500円、厚生年金は7万8,000円もの減額になります。

しかも2.5%の削減は入り口で、その後もマクロ経済スライドで毎年0.9%以上、少なくとも10年先まで引き下げることが計画されております。消費物価指数が下がったと言いますが、下がっているのはテレビやパソコンなどの電化製品が中心で、光熱費も、食料費やガソリン代なども値上げされており、さらに介護保険料や医療費、税金などの負担

も年々引き上げられているのが実態です。

これまで日本を支えてこられた年金者の皆さんが、本当に第二の人生を送るための収入が年金に頼るしかなく、こうした高齢者の生活実態に照らした検討が必要なときに、さらに年金を減らせば生活そのものが成り立たなくなります。

女性団体が65歳以上の女性にアンケートをとったところ、年金だけでは生活できない人が8割に達し、子どもからの援助や貯金の切り崩し、中には借金やサラ金に手を出さざるを得ないという、高齢者の生活実態が浮き彫りになっているのが現状です。

請願の趣旨説明にもありましたように、中間市の場合2012年度の総年金給付額は223億円以上と言われ、その2.5%は5億円を超える額が市場からなくなり、地域経済に大きな打撃を与えることになります。

年金生活者の生活実態を、しっかりと受けとめるべきではないでしょうか。先ほど低所得者に対しては5,000円をプラスということの説明がありましたが、この5,000円は消費税増税になりますと、一遍に消えてしまう額ではないでしょうか。

また、持続可能な年金制度とするには、世代間の公平も考えなければならないという意見もありますが、若者と高齢者、納入者と受給者と対峙すると、このままでは果てしなく年金が引き下がっていくことになります。

国においては、最低年金保障制度をつくり少子化対策を進め、働く者の雇用と所得を増やす政策が何より先決ではないでしょうか。財源については、安定した仕事と雇用政策で年金が払えるようにまずすること。国においては軍事費や大型公共事業、原発推進費などを削減し、無駄を一掃することです。また、大金持ちに対する優遇税制、法人税減税や研究開発減税など、大企業向けの優遇税制を見直せば財源は生み出せます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて、討論を終結いたします。これより、意見書案第21号公的年金2.5%削減中止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第３４、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第８３条の規定により、議長において、草場満彦君及び佐々木晴一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、平成２５年第４回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後０時３２分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 草 場 満 彦

議 員 佐 々 木 晴 一